

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		第3章 緊急事態応急対策
		修 正 案
(2) 海上の立入制限等の措置	<p>②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。</p> <p>（2）海上の立入制限等の措置</p> <p>宮城海上保安部長は、本部長（知事）又は関係市町長の要請に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</p> <p><u>7 治安の確保</u></p> <p><u>1 治安の確保</u></p> <p>県は、<u>応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について</u>、<u>県警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>盗難等各種犯罪の未然防衛上に務めるものとする。</u></u></p> <p><u>2 火災の予防</u></p> <p>県は、管轄の消防本部及び国と協力の上、<u>応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</u></p> <p><u>8 火災の予防</u></p> <p>県は、<u>管轄の消防本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>盗難等各種犯罪の未然防衛上に務めるものとする。</u></u></p> <p><u>9 飲食物の摂取制限等</u></p> <p><u>(1) 飲食物の検査</u></p> <p>県は、<u>国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 摂取制限等の措置</u></p> <p>県は、<u>原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示によるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 出荷制限、摂取制限等の措置</u></p> <p>県は、<u>OILによるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3－7－5）参照</u></p>	<p>②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。</p> <p>（2）海上の立入制限等の措置</p> <p>宮城海上保安部長は、<u>県災害対策本部長（知事）又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</u></p> <p><u>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</u></p> <p><u>1 治安の確保</u></p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>盗難等各種犯罪の未然防衛上に務めるものとする。</u></p> <p><u>2 火災の予防</u></p> <p>県は、管轄の消防本部及び国と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p><u>第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等</u></p> <p><u>(1) 他の防護措置との関係</u></p> <p>県は、<u>避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 飲食物の検査</u></p> <p>県は、<u>OILによるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 出荷制限、摂取制限等の措置</u></p> <p>県は、<u>OILや食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示によるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3－7－5）参照</u></p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策  
現 行

緊急時における判断及び防護措置実施の基準（資料3-2-6）	修正案	修正	備考
(3) 飲料水及び飲食物の供給	(4) 飲料水及び飲食物の供給	県は、飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等の措置を講じた場合等において、県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章9節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、関係市町と協力して市町村と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。	・OILの本綱取り込みによる削除 ・番号繋り下げ ・記載の適正化 ・OILに係る修正 ・記載の適正化
第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動		
1 緊急輸送活動	1 緊急輸送活動		
(1) 緊急輸送の範囲及び順位	(1) 緊急輸送の範囲及び順位	県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。	・記載の適正化
① 第1順位	① 第1順位	○救助・救援活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の搬送 ○原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長等） ○県の現地対策副本部長等 ○コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等を維持・管理する ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）	・意見No.146 ・方針決定会議の廃止に伴う変更 ・記載の適正化
② 第2順位	② 第2順位	○原子力災害現地対策本部長、関係市町の災害対策副本部長等 ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）	・記載の適正化
③ 第3順位	③ 第3順位	○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害合同対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）	・記載の適正化
④ 第4順位	④ 第4順位	○住民の生活を確保するためには必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）	・記載の適正化
⑤ 第5順位	⑤ 第5順位	○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送 (2) 緊急輸送体制の確立	・記載の適正化
① 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。	① 县は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。		

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	第3章 緊急事態応急対策
<p>②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2－3－9の関係機関ほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。</p> <p>③本部長は、②によつても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>①県警察は、現場の警察職員が無線を活用するとともに、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>	<p>②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2－3－9の関係機関ほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺都道府県に支援を要請するものとする。</p> <p>③本部長は、②によつても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>①県警察は、現場の警察職員に無線を活用させるとともに、関係機関等からの情報報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行いうものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>
<p>第9節 救助・救急及び消火活動</p> <p>1 資機材の確保</p> <p>県は、関係市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>2 応援要請</p> <p>(1) 市町村からの応援要請</p>	<p>第9節 救助・救急及び消火活動</p> <p>1 資機材の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>2 応援要請</p> <p>(1) 市町村からの応援要請</p>

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	第3章 緊急事態応急対策 修 正 案	備 考
<p><u>本部長は、関係市町長から救助・救急及び消火活動について応援要請を求めるときは、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村長等、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</u></p> <p>(2) <u>他都道府県への応援要請</u></p>	<p><u>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があつたときは、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村長等、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。</u></p> <p>(2) <u>広域的な応援要請</u></p> <p><u>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村から他都道府県の応援要請を求める場合、又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに要請のあつた市町村に連絡するものとする。</u></p> <p><u>なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。</u></p> <p>(3) <u>応援要請時の留意事項</u></p> <p>応援要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</li> <li>② 応援要請を行う消防機関の種別と人員</li> <li>③ 緊急事態応急対策実施区域を含む市町村等への進入経路及び集結（待機）場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O I L に係る修正</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>
<p><u>本部長は、関係市町長から他都道府県の応援要請を求める場合、又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに要請のあつた市町村に連絡するものとする。</u></p> <p><u>なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。</u></p> <p>(3) <u>応援要請時の留意事項</u></p> <p>応援要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</li> <li>② 応援要請を行う消防機関の種別と人員</li> <li>③ 関係市町への進入経路及び集結（待機）場所</li> <li>④ その他</li> </ul>	<p>(3) <u>応援要請時の留意事項</u></p> <p>応援要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</li> <li>② 応援要請を行う消防機関の種別と人員</li> <li>③ 関係市町への進入経路及び集結（待機）場所</li> <li>④ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>
<p><u>現地本部は、原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合において、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき医療班のもとに緊急時医療活動を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>関係機関等への協力要請</u></p>	<p><u>現地本部は、原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合において、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき医療班のもとに緊急時医療活動を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>関係機関等への協力要請</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>
<p><u>本部長は、医療班の設置に当たり、必要に応じて国（原子力災害対策本部）に対し、放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」）に</u></p> <p><u>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」）と、日本赤十字社に</u></p>	<p>(2) <u>関係機関等への協力要請</u></p> <p><u>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」）と、日本赤</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>

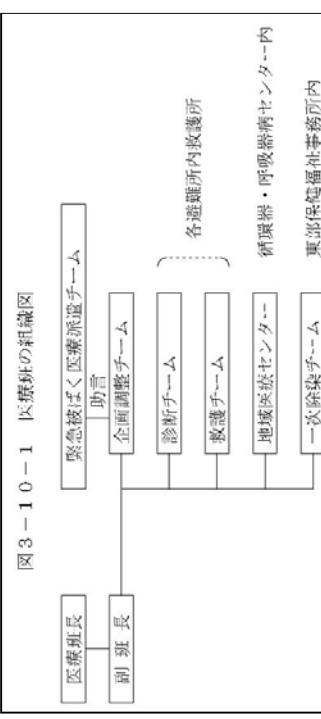
## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

### 第3章 緊急事態応急対策

現 行	修 正 案
<p>（いう。）大学病院等の医療関係者から成る緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>また、本部長は、必要と認められる場合は、東北大学病院長、国立病院機構仙台医療センター院長をはじめ地域の基幹医療機関の長に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p>	<p>（3）医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、コンクリート屋内退避所や避難所等における住民等の健康管理を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>（4）消防庁等に対する要請</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく医療機関等への搬送について要請があつた場合は、消防庁等の緊急輸送関係省庁に対し搬送手段の優先的確保などの手段の配慮を要請するものとする。</p> <p>（5）医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもつて構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員 　　日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等派遣の要員 　　宮城県立病院機構、県保健福祉事務所の要員 　　地域医療機関の要員 　　（社）宮城県医師会員 　　県保健福祉部職員 　　消防機関派遣の救急隊員 　　関係市町の協力要員</p> <p>ロ 口 赤十字社石巻赤十字病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員 　　地域医療機関（関係市町立病院等）の要員 　　宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放棄線技師会員</p> <p>ハ 三 消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員 　　県保健福祉部職員、県保健福祉事務所員 　　緊急被ばく医療派遣チームの協力要員 　　その他の要員（県防災航空隊等）</p> <p>（3）医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもつて構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員 　　日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員 　　（社）宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放棄線技師会員 　　消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員 　　関係市町の協力要員 　　緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言要員（資料1-7-1のとおりである。）</p> <p>ロ 口 記載位置の移動 　　記載の適正化 　　番号繰り下げる</p> <p>（4）医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、コンクリート屋内退避所や避難所等における住民等の健康管理を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>（5）医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもつて構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員 　　日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等派遣の要員 　　宮城県立病院機構、県保健福祉事務所の要員 　　地域医療機関の要員 　　（社）宮城県医師会員 　　県保健福祉部職員 　　消防機関派遣の救急隊員 　　関係市町の協力要員</p> <p>ロ 口 記載位置の移動 　　記載の適正化 　　番号繰り下げる</p>
<p>（いう。）大学病院等の医療関係者から成る緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>また、本部長は、必要と認められる場合は、東北大学病院長、国立病院機構仙台医療センター院長をはじめ地域の基幹医療機関の長に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p>	<p>（3）医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、コンクリート屋内退避所や避難所等における住民等の健康管理を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>（4）医療班の活動</p> <p>医療班は、班長、副班長及び次に掲げる要員をもつて構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員 　　日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員 　　（社）宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放棄線技師会員 　　消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員 　　関係市町の協力要員 　　緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言要員（資料1-7-1のとおりである。）</p> <p>ロ 口 記載位置の移動 　　記載の適正化 　　番号繰り下げる</p>

## 現行

## 修正案



②医療班の編成

医療班のチームの編成基準は表3-10-1のとおりとし、その編成は資料3-10-1のとおりとする。  
企画調整チーム、救護チーム及び診断チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームはその活動状況を随時報告するものとする。  
医療班長は、医療班を編成して緊急時医療活動を実施する医療機関の責任者は、医療活動状況を随時医療班長に報告するものとする。

表3-10-1 医療班のチーム編成

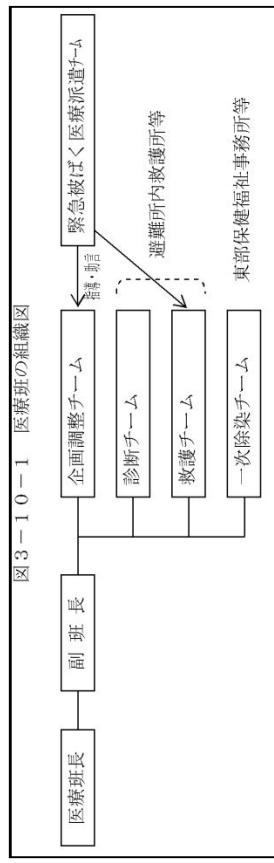
チーム名	編成基準	編成
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によつて編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	主として県保健福祉部職員によつて編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指揮・助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療機関ごとに編成し、チームの数は災害の様によつて決定する。	1 派遣される医療機関ごとに編成し、チームの数は災害の様によつて決定する。
診断チーム	2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。 放射線医療に従事する医師、看護師等によつて編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。 放射線医療に従事する医師、看護師等によつて編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指揮・助言を得る。
地域医療センター	上記救護チーム及び診断チーム各1班により編成する。	医師、各保健所職員で編成。東部保健福祉事務所内に設置。
一次除染チーム	医師、各保健所職員で編成。東部保健福祉事務所内に設置。	医師、各保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。

③医療班の業務

医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。

表3-10-2 医療班の業務

チーム名	業務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に關すること。



②医療班の編成

医療班の各チームの編成は表3-10-1のとおりとする。  
各チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームはその活動状況を随時報告するものとする。

表3-10-1 医療班のチーム編成

チーム名	編成
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によつて編成し、必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指揮・助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療機関ごとに編成し、チームの数は災害の様によつて決定する。
診断チーム	2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。 放射線医療に従事する医師、看護師等によつて編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。
一次除染チーム	医師、各保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。

③医療班の業務

医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。

表3-10-2 医療班の業務

チーム名	業務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に關すること。

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策

現 行

		修 正 案	備 考
救護チーム	2 緊急時医療活動実施計画の策定に関すること。 3 緊急時医療活動に関する情報の収集及び連絡に関するこ と。	企画調整チーム 1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。 3 被ばく医療活動に關する情報の収集及び連絡に関するこ と。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化
診断チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等への救護所の開設に関するこ と。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関するこ と。	救護チーム 1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関するこ と。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関するこ と。	・記載の適正化 ・記載の適正化
医療チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開 設に関するこ と。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措 置に関するこ と。	診断チーム 1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開 設に関するこ と。 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措 置に関するこ と。	・記載の適正化 ・記載の適正化
一次除染チーム	一般傷病者に対する当該医療機関の所在地における医療活動の実 施に関するこ と。	一次除染チーム 1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染 に関するこ と。	・一次除染チー ムの行を追加 ・県医療班以外 の記載を削除
2 原子力災害時の被ばく医療活動の実施		2 原子力災害時の被ばく医療活動の実施は、図3-10-2(1)～示す系統図 に従って行うものとする。	・県医療班以外 の記載を削除
(1) 一般医療の実施		(1) 一般医療の実施 救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施する ものとする。 また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等における 住民等の健康管理を行うものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化
(2) 放射線被ばく診断 (スクリーニング) の実施		一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-10-2) 参照	一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-10-2) 参照
(3) 安定ヨウ素剤服用の指示		東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、宮城県立病院機構、県保健福 祉事務所等の各医療機関等より派遣された医療関係者等からなる診断チームは開 設した診療所において、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導 を受けるなどにより、住民等の汚染検査や被ばく線量の推定を行い、除染等を実 施するものとする。	診断チームは開設した診療所において、必要に応じて緊急被ばく医療派遣チー ムの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除 染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。
(4) 緊急時ににおける判断及び防護措置実施の基準 (資料3-2-6)		緊急時ににおける判断及び防護措置実施の基準 (資料3-2-6)	OIL本編取 り込みに伴う 削除
(5) 安定ヨウ素剤服用に関する対応		本部長は、国の原子力災害現地対策本部長より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時 応急対策活動を実施するよう指導・助言があつた場合は、住民等の放射線防護の ため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。 なお、緊急の場合、本部長は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示	・記載の簡素化 ・記載の適正化 ・緊急時の安定 ヨウ素剤服用 に係る対応に について記載

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策	
現 行	修 正 案
するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。	措置や医療機関への搬送) を実施するものとする。
(4) 初期被ばく医療機関への移送 救護チームは、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に移送するものとする。 ※現在休止中	(4) 初期被ばく医療機関への搬送 救護チームは、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センターの初期被ばく医療機関に搬送するものとする。 ※現在休止中
(5) 二次又は三次被ばく医療機関への移送 医療班長は、(2) の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となりた場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内)の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、三次被ばく医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。	(5) 二次又は三次被ばく医療機関への搬送 医療班長は、(2) の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となりた場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(地方独立行政法人宮城県立病院医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、三次被ばく医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。
(6) 移送手段の要請 本部長は、自ら必要と認める場合、又は関係市町長から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があつた場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。	(6) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握 本部長は、自ら必要と認める場合、又は関係市町長から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があつた場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。
(7) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測	(7) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測 国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内をもとに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

## 第3章 緊急事態応急対策

### 現 行

図3-10-2 緊急時医療活動等実施系統図

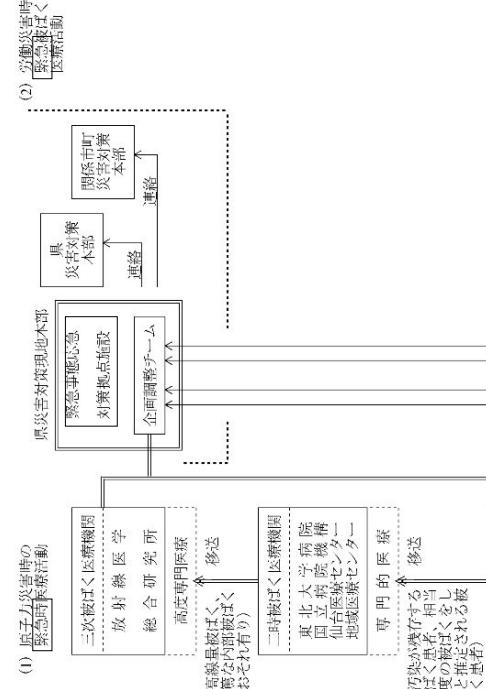
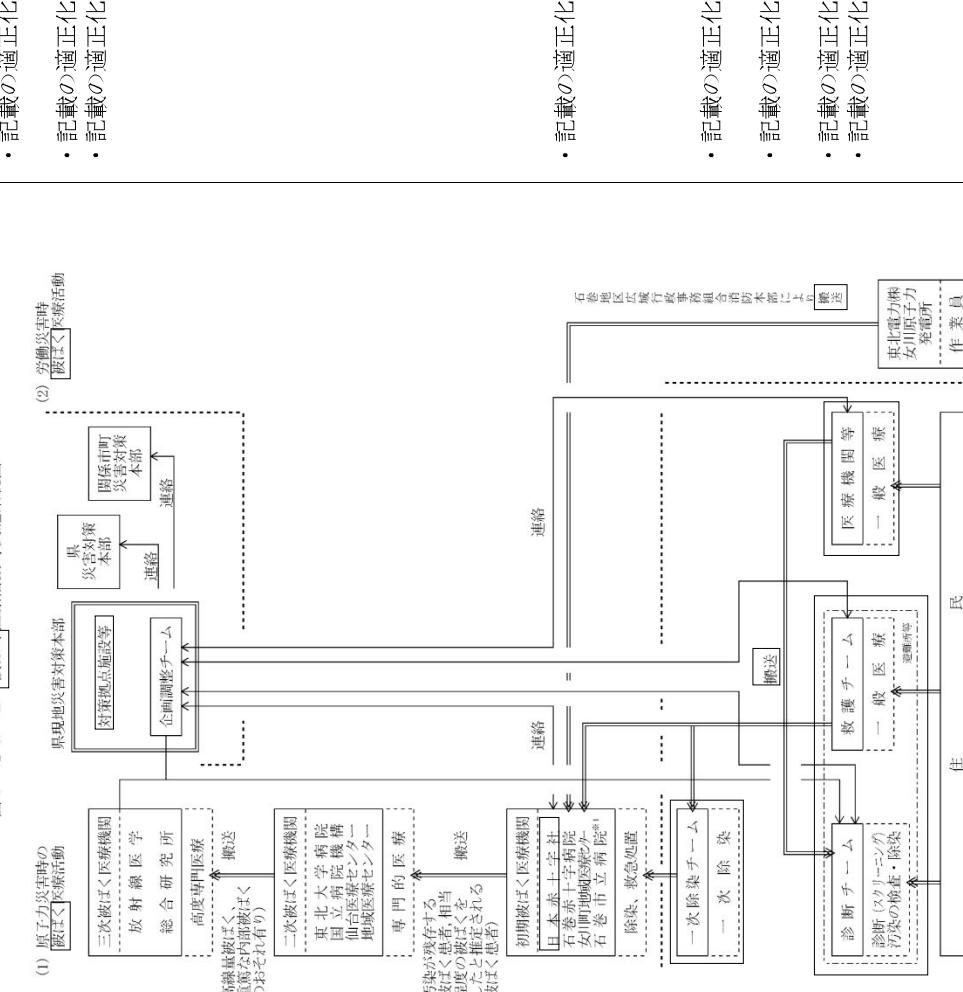
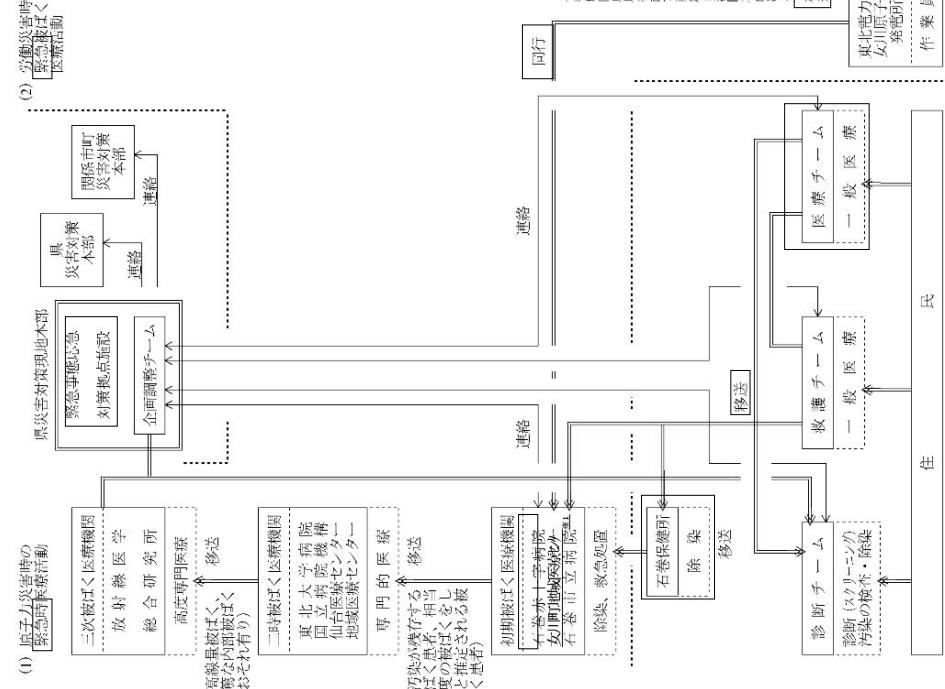
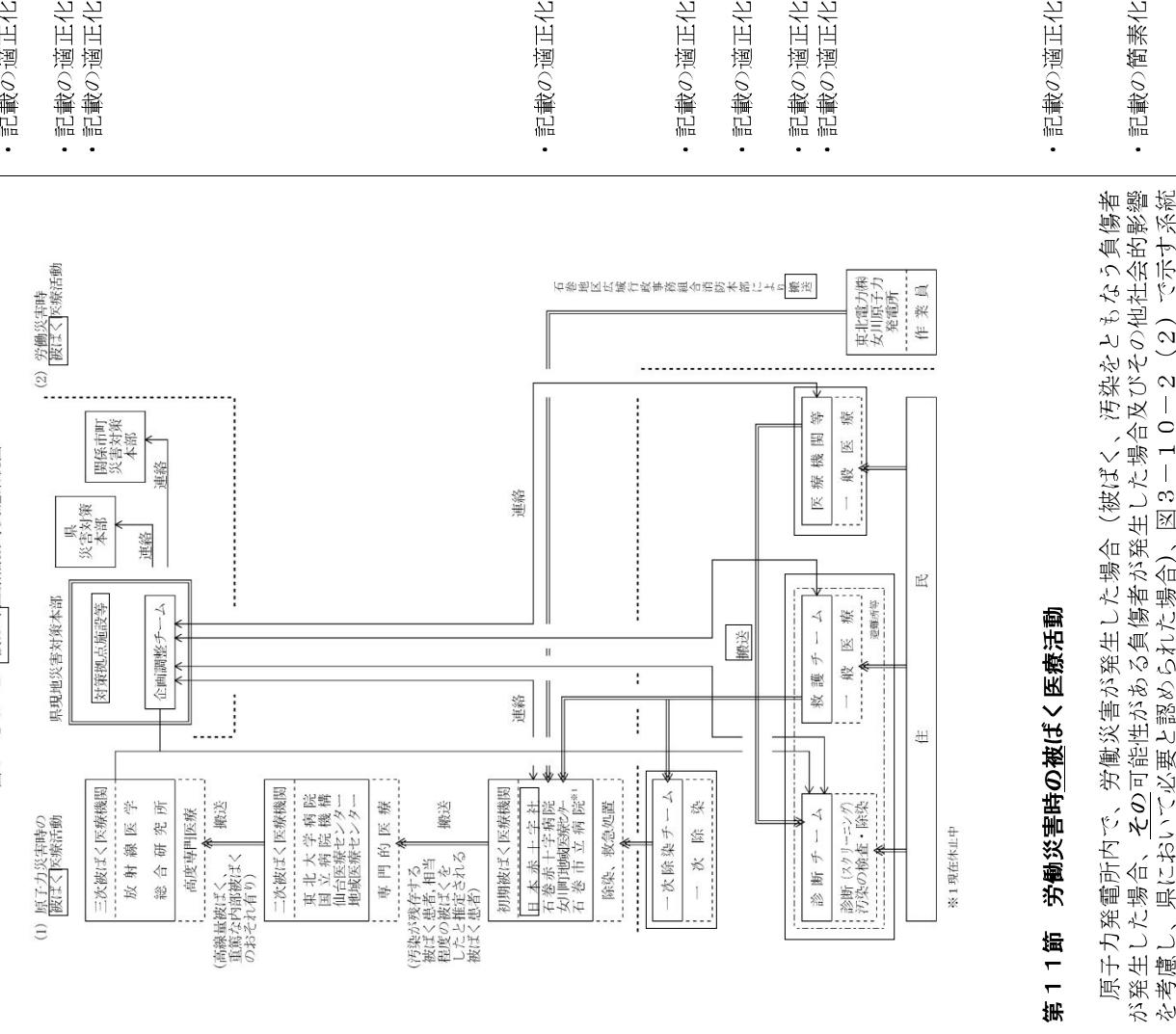


図3-10-2 被ばく医療活動等実施系統図



### 修 正 案



### 第11節 労働災害時の被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他の社会的影響及びその他の影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-2(2)で示す系統

・記載の適正化

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他の社会的影響及びその他の影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-2(2)で示す系統

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	第3章 緊急事態応急対策
2 (2) で示す系統図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。	<p>図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力災害が発生している場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うことをとする。</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が從事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を五巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関の協力を得て搬送するものとする。 ※現在休止中</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</p> <p>(3) 二次又被ばく医療機関への搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となつた場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大學病院及び國立病院機構仙台医療センターの二次又被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。</p> <p>(4) 搬送手段の要請</p> <p>知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があつた場合は、消防庁長官に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>
2 (2) で示す系統図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。	<p>図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至つている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合には、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うことをとする。</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が從事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院※の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 ※現在休止中</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</p> <p>(3) 二次又被ばく医療機関への搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となつた場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大學病院及び國立病院機構仙台医療センターの二次又被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。</p> <p>(4) 搬送手段の要請</p> <p>知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があつた場合は、消防庁長官に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>
2 (2) で示す系統図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。	<p>図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至つている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合には、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うことをとする。</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が從事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院※の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 ※現在休止中</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</p> <p>(3) 二次又被ばく医療機関への搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となつた場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大學病院及び國立病院機構仙台医療センターの二次又被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。</p> <p>(4) 搬送手段の要請</p> <p>知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があつた場合は、消防庁長官に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>
2 (2) で示す系統図に従つて、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。	<p>核燃料物質等の運搬中の事故についてでは、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主として防災対策を行うこととされている。</p> <p>運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。</p> <p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主として防災対策を行うこととされている。</p> <p>運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第3章 緊急事態応急対策

現 行	修 正 案	備 考
の派遣等を行うことになる。 県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。	<p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のるべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の<u>原子力防災管理者</u>は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に、特定事象発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対するものとする。</p>	<p>県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のるべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の<u>連絡責任者</u>は、<u>原子力事業者防災業務計画</u>に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信することとなる。</p>
	<p>(2) 原子力事業者のるべき措置</p> <p>原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のるべき措置</p> <p>(1) 県及び市町村の措置</p> <p>事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、事故の指⽰に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するためには必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>(2) 原子力事業者のるべき措置</p> <p>原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部のるべき措置</p> <p>(1) 県及び市町村の措置</p> <p>事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、事故の指⽰に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するためには必要な措置を実施するものとする。</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置</p> <p>①事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を県警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>②事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>③事故の通報を受けた海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置</p> <p>①事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>②事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>③事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原水力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>・意見 No.32 ・意見 No.36 ・意見 No.158</p> <p>・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化</p>

### 第13節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

#### 1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、治安の維持や、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされれるようとどまらず、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めとする。また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

#### 2 国民等からの義援物資等の受入れ

①被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原水力災害対策本部等並びに軽道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘査し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

②県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の

### 第13節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

#### 1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされれるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

#### 2 国民等からの義援物資等の受入れ

①県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原水力災害対策本部等並びに軽道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘査し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

②県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の

現 行	第3章 緊急事態応急対策 修 正 案
<p>とともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。國民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配達に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>③義援金の配分については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>ニーズについて広報を行うものとする。國民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配達に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとする。 ・記載の適正化</p> <p>③義援金の配分については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p><b>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、府舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ府舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>
	<p><b>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、府舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ府舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>

現 行	第4章 原子力災害中長期対策	修 正 表	第4章 原子力災害中長期対策	備 考
第1節 基本方針	第1節 基本方針	・フォント変更	・記載を追加	
本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としたものであるが、これ以外の場合であつても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に連じて対応するものとする。	本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としたものであるが、これ以外の場合であつても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に連じて対応するものとする。			
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応			
県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。	県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。			
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定			
県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。	県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。			
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処			
県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。	県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。			
第5節 各種制限措置等の解除	第5節 各種制限措置等の解除			
県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。	県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。			
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表			
県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時ににおける環境放射線モニタリング体制に移行する。	県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時ににおける環境放射線モニタリング体制に移行する。	・記載の適正化		

現 行	修 正 案	備 考
第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成		
1 災害地域住民等の記録		
県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。	県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。	
被災地住民登録様式（資料4－5－1）	被災地住民登録様式（資料4－5－1）	
2 影響調査の実施		
県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。	県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。	
3 災害対策措置状況の記録		
県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。	県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。	
第8節 風評被害等の影響の軽減		
県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。	県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。	・記載の適正化
第9節 被災者等の生活再建等の支援		
（1）県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニケーションの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。	（1）県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニケーションの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。	（1）県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニケーションの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。
（2）県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対してても、従前の居住地であつた地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	（2）県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対してても、従前の居住地であつた地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。	（2）県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対してても、従前の居住地であつた地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
（3）県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な	（3）県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な	（3）県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な

現 行	新 旧 対 照 表
修 正 案	備 考
復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。	復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
第 10 節 被災中小企業等に対する支援	第 10 節 被災中小企業等に対する支援
県は国と連携して、被災した中小企業等に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などをを行うものとする。	県は国と連携して、被災した中小企業等に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金、運転資金、運転資金の貸付けを行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などをを行うものとする。
第 11 節 心身の健康相談体制の整備	第 11 節 心身の健康相談体制の整備
県は、国からのお放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。	県は、国からのお放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。
第 12 節 物価の監視	第 12 節 物価の監視
県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。	県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。
第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除
県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。 ・意見 No.37